

町営住宅の入居者募集

町では、次のとおり町営住宅の入居者を募集します。

募集期間

9月1日(金)～12日(火) (消印有効)

応募方法

宮城県住宅供給公社東部支社(石巻市東中里一丁目11番2号)および南三陸町役場建設課において配布する応募用紙に必要事項を記入の上、宮城県住宅供給公社東部支社に郵送でお申し込みください。

入居の要件

- 町営住宅には、以下の要件を全て満たしている人が入居できます。
- ・住宅に困っていること
 - ・世帯の月額所得金額が基準額以下であること
 <基準額> 通常の世帯…158,000円
 高齢者のみの世帯や子育て世帯など…259,000円
 - ・税を滞納していないこと
 - ・暴力団員などでないこと
 - ・同居親族がいること(高齢者などは単身可)

その他

- ・家賃は、部屋の広さや所得金額によって異なります。
- ・応募が重複した場合は、抽選により入居予定者を決定します。

☎ 宮城県住宅供給公社 東部支社 ☎0225-85-0296

国民年金だより

国民年金保険料の免除期間・納付猶予期間がある人へ —保険料の追納をお勧めします—

国民年金保険料の免除(全額免除・一部免除・法定免除)、納付猶予、学生納付特例の承認を受けた期間がある場合、保険料を全額納めた人と比べ、老齢基礎年金(65歳から受けられる年金)の受け取り額が少なくなります。

そこで、これらの期間の保険料は、将来受け取る老齢基礎年金を増額するために、10年以内であればさかのぼって古い月分から納める(追納する)ことができます。

ただし、免除などの承認を受けた期間の翌年度から起算して3年度目以降の追納の場合、当時の保険料額に一定の加算額が上乘せられます。

☎ 石巻年金事務所 ☎0225-22-5115 町民税務課 戸籍住民係 ☎46-1373

コンビニ交付サービスの運用停止について

下記の期間中、コンビニ交付サービスの運用が停止となるため、各種証明書などの交付ができません。ご注意ください。

サービス停止日

- ①令和5年9月8日(金)
- ②令和5年9月22日(金)

サービス停止時間

午前9時から正午まで(予定)

☎ 企画課 企画情報第1係 ☎46-1371

あらゆる納税教室

住民税

個人の住所または居所、法人の事務所・事業所などがある都道府県および市町村に対して納める税金で、「道府県民税」と「市町村民税」を総称した呼び名です。

住民税の内容は、個人に対して課する「個人住民税」と、法人に対して課する「法人住民税」があります。

個人住民税	前年中の所得金額に応じて負担する「所得割」と、一定の条件に該当する場合に負担する「均等割」で年税額が決まります。 【納税義務者】1 その年の1月1日時点で南三陸町内に住所があり、前年中に一定の所得がある人 2 「南三陸町内に住んでいないが、町内に事務所や家屋敷がある」という人
法人町民税	法人の所得に応じて計算した法人税額を基に課する「法人税割」と、資本金などや従業員数によって課する「均等割」があります。 【納税義務者】1 町内に事務所や事業所がある法人 2 町内に事務所や事業所はないが、寮、保養所などがある法人

町内の法人事業者の皆さんへ

町内に事務所・事業所などがある法人は、県と町にそれぞれ申告書を提出し、申告した税額を納める義務があります。法人町民税の申告納付期限は、事業年度終了の日の翌日から2カ月以内です。

申告納付が遅れた場合、延滞金や加算金が発生する場合がありますので、忘れずに申告と納税をしてください。前年度に申告をしている法人には、申告期限の前月に「申告のご案内」を送付しています。

町税などの納付は、安心・便利な口座振替がオススメです!

納期ごとに金融機関などに行く手間が省け、自動引き落としなので納め忘れもなく安心です。利用手数料もかかりませんので、ぜひご利用ください。

口座振替日は、各税目の納期月の25日(土日祝日の場合は翌営業日)です。残高不足などで引落しができなかった場合、再振替はできませんので、ご注意ください。

口座振替申し込みに必要なもの

- ①口座振替を希望する税目の納税通知書または領収書
- ②預(貯)金通帳
- ③預(貯)金通帳の届出印
 上記の3点をお持ちの上、預(貯)金通帳の金融機関窓口にてお手続きください。このほか免許証や身分証明書の提示を求められることもあります。(申込用紙は、町内各金融機関窓口に備え付けています。)

申し込みに当たっての注意点

- ①通知書番号が異なる場合は、それぞれ申し込みが必要です。
 たとえば個人名義と共有名義の固定資産税がある場合、個人分と共有分とでそれぞれ申し込みが必要です。
- ②申込用紙には、納税義務者の氏名・名称と通知書番号を必ず記入してください。
 ※通知書番号は、納税通知書・納付書・領収書に記載されています。
 (介護保険料・後期高齢者医療保険料の納税通知書には記載されていません。)
 ※納税義務者の氏名・名称は、略さずに記入してください。
- ③申込用紙には、振替を希望する税目および口座振替開始時期を必ず記入してください。
 ※上記②③の記入がない場合、登録が正しく行えず、希望どおりの振替が行えなくなります。

* 今月の税・保険料 *

納め忘れのないよう、早めに準備しましょう!

固定資産税……………第3期
 国民健康保険税……………第4期
 介護保険料……………第3期
 後期高齢者医療保険料…第3期

納付期限
10月2日(月)

口座振替日
9月25日(月)

☎ 町民税務課 税務係 ☎46-1372